

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月5日
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 眞之
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	石舘 真 連絡場所：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【電話番号】	03-6432-7746
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	楽天・スタイル・リスク・プレミア戦略ファンド
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

楽天・スタイル・リスク・プレミア戦略ファンド

（以下、「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額 です。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は委託会社または販売会社にてご確認いただけます。また、基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

詳しくは、下記「（８）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」。名称の異なる同様の内容のコースを含みます。）の2コースがあります。「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年2月21日から2020年2月20日まで

申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に行います。ただし、下記のいずれかに該当する日にはお申込みの受付は行いません。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

- ・ ロンドン、ダブリンの銀行休業日
- ・ ロンドン、ダブリンの銀行休業日の前営業日
- ・ 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

なお、販売会社については、下記照会先にお問い合わせください。

委託会社のお問い合わせ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口 : 電話番号 03 - 6432 - 7746

受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

（ ９ ）【払込期日】

受益権の取得申込者は、申込金額を販売会社が定める所定の日までにお支払いください。

各取得申込日の申込金額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

（ １ ０ ）【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

なお、販売会社につきましては、上記「（ ８ ）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（ １ ２ ）【その他】

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（ １ １ ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、一部解約金、償還金は、社振法および上記「（ １ １ ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）投資信託振替制度とは

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにて管理します。

・ファンドの設定、一部解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載または記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

受益権の信託金限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のように分類・区分されます。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型 (絶対収益追求型)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表（網掛け表示部分）の定義

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後追加投資が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型 （絶対収益 追求型）	目論見書または投資信託約款において、投資家に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があり、属性区分の特殊型において、絶対収益追求型に分類されるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル （日本を含む）			
債券 一般	年1回	日本			
公債	年2回	北米			
社債	年4回	欧州	ファミリー ファンド	あり （部分ヘッ ジ）	ブル・ベア型 条件付運用型
その他債券（ ） クレジット属性 （ ）	年6回（隔月）	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	絶対収益追求型
不動産投信	年12回（毎月）	オセアニア			
その他資産 （投資信託証券（資 産複合））	日々 その他（ ）	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング			その他
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型					

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表（網掛け表示部分）の定義

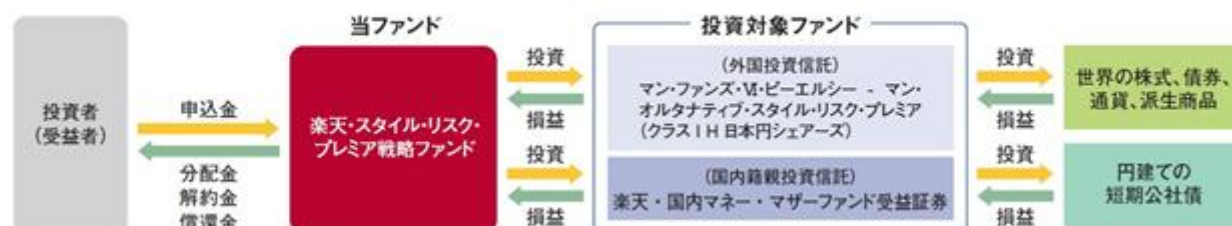
その他資産 （投資信託証券）	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券へ投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり （部分ヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンド・オブ・ファンズ方式について

当ファンドの運用は、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

【ファンドの仕組み】 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。



※投資対象ファンドについて、詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

ファンドの特色

1 世界の株式、債券、通貨および派生商品を実質的な主要投資対象とします

- ◆主として、英国のマン・グループが運用する「マン・ファンズ・V・ピーエルシー・マン・オルタナティブ・スタイル・リスク・プレミア（クラスI H 日本円シェアーズ）」（以下、「外国投資信託」といいます。）を通じて投資を行います。なお、投資信託財産の一部を「楽天・国内マネー・マザーファンド」に投資します。

※マン・グループについて、詳しくは、後述の「マン・グループとは?」をご参照ください。

※投資対象ファンドについて、詳しくは、後述の「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

2 先人が培った有効な投資手法を再現したマン・グループの「スタイル・リスク・プレミア戦略」により、様々な市場局面での収益の獲得を目指します

- ◆長年にわたる資産運用の実績／研究から導き出された有効な投資手法をパターン化し、それを再現する4つの「共通の勝ちパターン」を組み合わせた「スタイル・リスク・プレミア戦略」により運用を行います。
- ◆「共通の勝ちパターン」とは、それぞれ特性の異なる「トレンド発見型」「高利回り追求型」「割安株発見型」「損失抑制型」とし、これら4つのパターンを組み合わせた戦略により、株式、債券等の伝統的資産と低相関での収益獲得を目指します。

※「共通の勝ちパターン」とは、資産運用において広く有効と考えられる投資手法をルール化したものであり、中長期的な収益の源泉と考えますが、個々の収益が獲得されること、またこれら組み合わせることによる収益の獲得を保証するものではありません。

※スタイル・リスク・プレミア戦略について、詳しくは、後述の「マン・グループのスタイル・リスク・プレミア戦略とは?」をご参照ください。

3 運用にはマン・グループが長年培った様々なシステム運用を活用します

- ◆「スタイル・リスク・プレミア戦略」では、個々の「共通の勝ちパターン」およびその組み合わせなどを「システム運用」＝「ロボットによる自動運用」で実践します。
- ◆マン・グループでは1987年に最初の「トレンド発見型」パターンによるシステム運用を開始して以来、先端的な金融技術の研究・開発によって生み出した独自の定量モデルによる投資判断を行っています。

※マン・グループにおける「ロボットによる自動運用」では、個々の「共通の勝ちパターン」における投資判断や取引の執行、パターンの組み合わせやリスク管理に至るまで、24時間、人間を介さずロボットが実践します。ただし、ロボットの動きについては人間も監視を行います。

上記特色の内容は、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託にかかる特色です。

マン・グループとは？



専門性の高い運用エンジンによる先進的な資産運用機能を提供

- 1783年に樽メーカー／砂糖の仲買業者として創業
- ロンドンに本社を置き、世界の主要都市に拠点を構える。
- ロンドン市場等に上場、FTSE250指数の構成銘柄（ティッカー：EMG）
- 2007年にオックスフォード大学と共同でオックスフォード・マン定量ファイナンス研究所（OMI）を設立、現在は人工知能／機械学習の金融分野への応用に注力

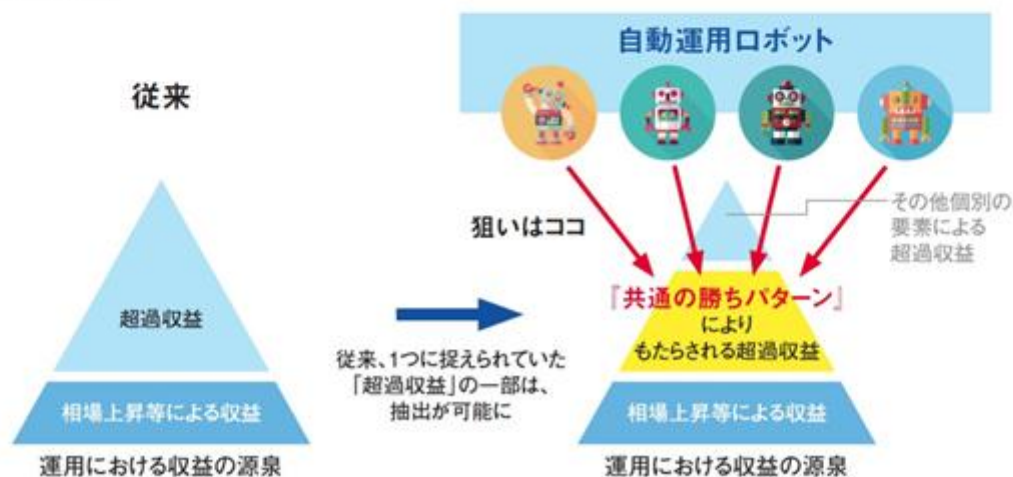
※2018年6月末現在 出所：マン・グループ

マン・グループの「スタイル・リスク・プレミア戦略」とは？

『共通の勝ちパターン』を記憶するそれぞれのロボットが、24時間世界中の市場を監視し、運用を行います。

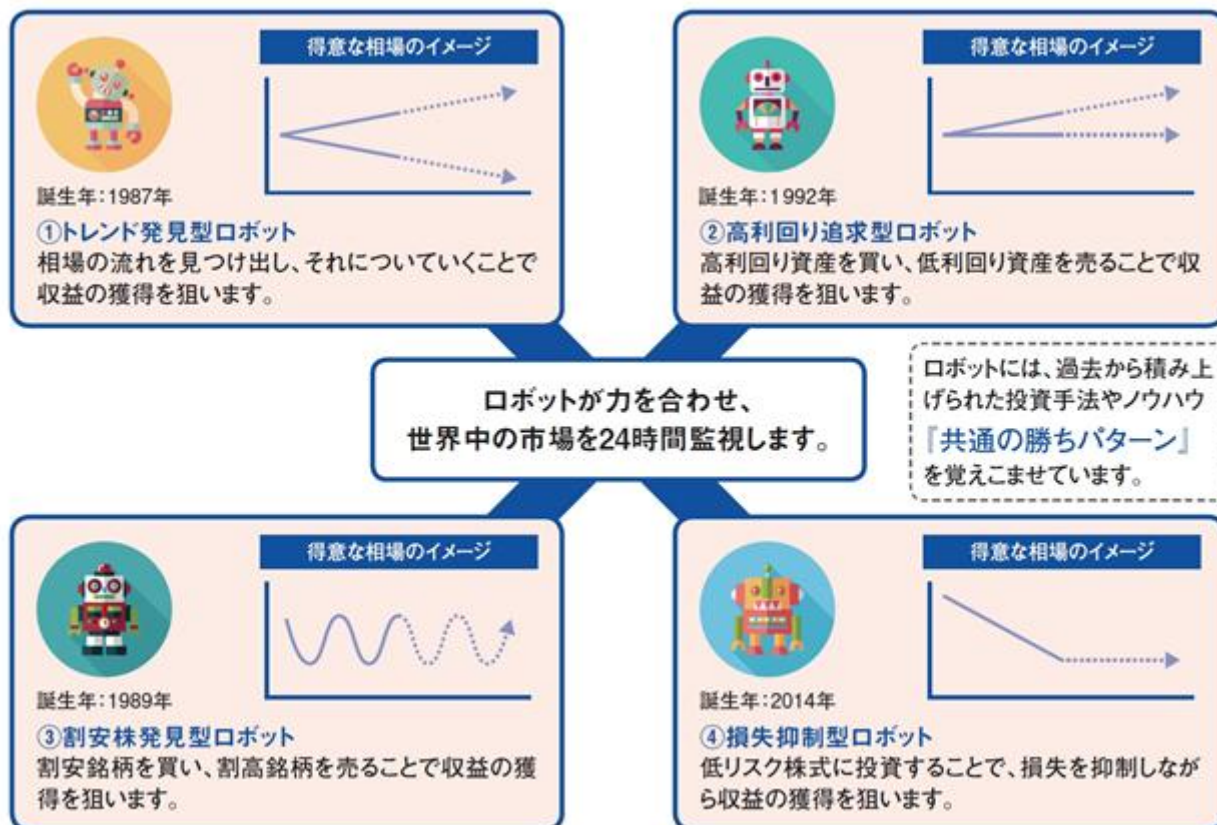
- 投資判断、取引の執行など全てロボットが行っていきます（『ロボット自動運用型』）。
 - ・ ロボットは、英国のマン・グループが長年培ってきた様々なシステムにより運用を行います。取引執行に係るコストを大幅に引き下げる工夫も行われています。
 - ・ 英国オックスフォード大学などとも共同で開発した金融技術も駆使しています。
- 世界中の様々な市場に分散投資を行うとともに、あらゆる市場局面に対応するために、複数のタイプのロボットが異なる目線で市場を24時間監視し続けます。
 - ・ 先物取引等を活用することで、例えば、相場の上昇局面だけでなく、相場の下落局面でも収益獲得を狙うことが可能となります。
 - ・ 伝統的資産との相関が低く、分散効果が期待されます。
- ロボットは、欲や恐怖といった感情を持ちません。疲れも知りません。与えられたルールに従い、眠らずに働くことができます。

リスクのコントロールもロボットが行います。もちろん、ロボットの動きに不具合がないかは、常に人間の目でも監視を行います。



※上記はマン・グループの「スタイル・リスク・プレミア戦略」を説明するためのイメージ図であり、全てを説明しているものではありません。また、『共通の勝ちパターン』とは、資産運用において広く有効と考えられる投資手法をルール化したものであり、中長期的な収益の源泉と考えますが、個々の収益が獲得されること、またこれらを組み合わせることによる収益の獲得を保証するものではありません。

出所：マン・グループ



■（ご参考）自動運用ロボットの各運用戦略の構成

ロボットのタイプ	運用戦略の概要	投資対象	戦略開始
 ① トレンド発見型ロボット	主要資産の相場の流れ(トレンド)に追随する運用	株価指数 債券 通貨	1987年
 ② 高利回り追求型ロボット	以下の3つの戦略から構成 ①先進国の割安通貨の買い&先進国の割高通貨の売り ②先進国の高利回り債券の買い&先進国の低利回り債券の売り ③米国株式(S&P500)の予想変動率指数(VIX)の売り	通貨 債券 VIX先物	1992年 2007年 2006年
 ③ 割安株発見型ロボット	以下の3つの戦略から構成 ①先進国株式を対象に割安株の買い&割高株の売り ②先進国株式を対象に質の高い小型株を買い&質の低い大型株を売り ③先進国株式を対象に質が高く価格の上昇トレンドがある株を買い&質が低く価格の下落トレンドがある株を売り	株式個別銘柄 株式個別銘柄 株式個別銘柄	1989年 2010年 2004年
 ④ 損失抑制型ロボット	先進国株式を対象とした値動きの小さい(低リスク)株の買い&値動きの大きい(高リスク)株の売り	株式個別銘柄	2014年

※マン・グループでは、収益機会を捉えるためのモデルの研究・開発を日夜行っております。新たな戦略が追加される等、将来的に運用戦略の構成の変更が行われる可能性があります。

※上記はマン・グループの「スタイル・リスク・プレミア戦略」を説明するためのイメージ図であり、全てを説明しているものではありません。また、「共通の勝ちパターン」とは、資産運用において広く有効と考えられる投資手法をルール化したものであり、中長期的な収益の源泉と考えますが、個々の収益が獲得されること、またこれらを組み合わせることによる収益の獲得を保証するものではありません。

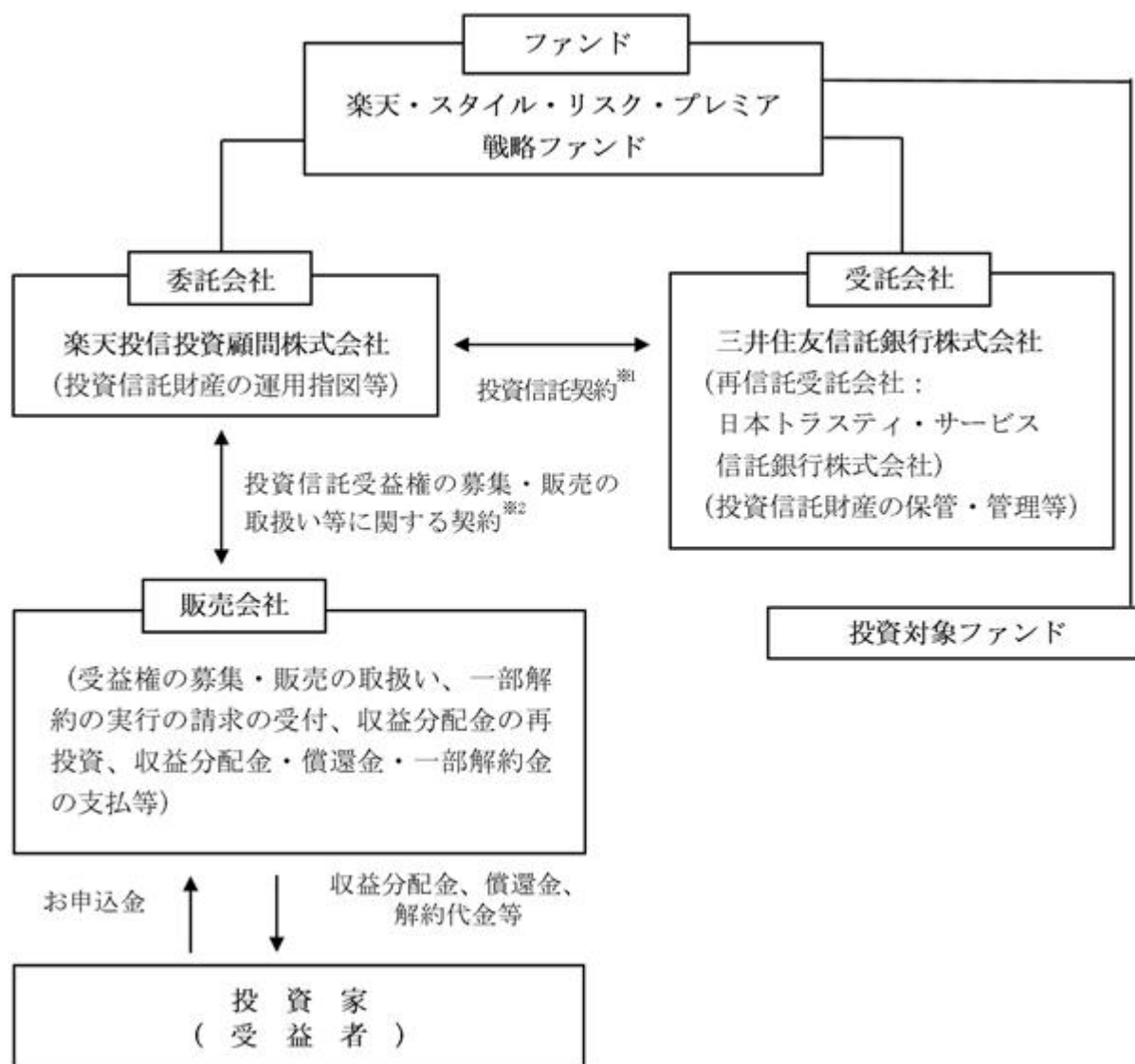
出所：マン・グループ

（２）【ファンドの沿革】

平成30年9月25日 投資信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

2 「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（平成30年11月末日現在）

資本金 150百万円

2) 会社の沿革

平成18年12月28日 : 「楽天投信株式会社」設立

平成20年 1月31日 : 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]

平成21年 4月 1日 : 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3) 大株主の状況（平成30年11月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主に別に定める投資信託証券への投資を通じて、世界の株式、債券、通貨および派生商品の幅広い資産に投資を行います。なお、投資信託財産の一部を、親投資信託である「楽天・国内マネー・マザーファンド」の受益証券に投資します。
- 2) 別に定める投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 3) 別に定める投資信託証券において、ヘッジ目的以外の為替取引を行うことがあります。
- 4) 別に定める投資信託証券においては、原則として当該別に定める投資信託証券の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替リスクの低減をはかります。
- 5) 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

平成30年11月30日現在、「別に定める投資信託証券」とは、以下の通りとします。

アイルランド籍外国投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー - マン・オルタナティブ・スタイル・リスク・プレミア（クラスⅠ H 日本円シェアーズ）」の受益証券

投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - （イ）有価証券
 - （ロ）金銭債権
 - （ハ）約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - （イ）為替手形

運用の指図範囲等

- 1) 委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および楽天投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「楽天・国内マネー・マザーファンド」の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - （イ）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

（ロ）外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記（イ）の証券の性質を有するもの

（ハ）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債権（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

（二）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記（ハ）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

2）委託会社は、信託金を、上記1）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

（イ）預金

（ロ）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

（ハ）コール・ローン

（二）手形割引市場において売買される手形

3）上記1）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記2）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

下記概要は、平成30年11月30日現在のものであり、今後、記載事項は変更になる場合があります。

1) マン・ファンズ・ピーエルシー - マン・オルタナティブ・スタイル・リスク・プレミア（クラスI H 日本円シェアーズ）

形態	アイルランド籍 / 外国投資法人 / 円建て / UCITS準拠	
運用目的および主な運用方針	- 複数の戦略を通して多様な資産に資金を振り分けることにより、市場環境にかかわらず中期的にプラスのリターンを確保することを目指して運用を行います。 - 各戦略は以下の4つのファクターに分類され、それぞれにおいて、超過収益の源泉となると考えられる市場特性を利用した運用を行います。いずれもあらかじめ定められたルールに基づいて投資機会が特定され、システムチックに運用を行います。 - 各戦略の配分については、原則として相対的に低いリスク特性を持つ戦略の配分を、相対的にリスクの高いリスク特性を持つ戦略の配分に比べて高くする等の調整を行うことで、戦略毎に想定されるリスクを概ね均等に分散することを目指します。	
	ファクター	利用する市場特性
	モメンタム	直近の価格変動の傾向はしばらくの間継続することが多い
	キャリー	高利回り資産のパフォーマンスは低利回り資産を上回ることが多い
	バリュー	割安銘柄のパフォーマンスは割高銘柄を上回ることが多い
	ディフェンシブ	市場全体との連動性やボラティリティが低い銘柄は、相対的に良好なリスク調整後リターンを生むことが多い
主な投資制限	- デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 - 店頭デリバティブ取引における取引の相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとします。 - 外国為替取引はヘッジ目的に限定しません。 - 純資産総額の10%を超える借入は行いません。	
分配方針	原則として分配は行いません。	
申込手数料	ありません。	
運用報酬等	管理報酬：純資産総額に対して年1.0% 事務代行会社報酬・事務支援サービス費用：純資産総額に対して上限年0.3% 保管会社報酬：純資産総額に対して上限年0.04% その他費用：投資信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、借入金の利息、クリアリング・ファンドの登録に係る費用、監査法人への報酬、弁護士費用等 なお、管理報酬、事務代行会社報酬・事務支援サービス費用、保管会社報酬、その他費用（組入有価証券の売買時の売買委託手数料を除く）の総額は、当面上限年1.2%となります。今後、この数値は見直される場合があります。	
信託財産留保額	ありません。	
管理会社	マン・アセット・マネジメント（アイルランド）リミテッド	
投資運用会社	マン・ソリューションズ・リミテッド	
事務代行会社	BNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）ディー・エー・シー	
保管会社	BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド	

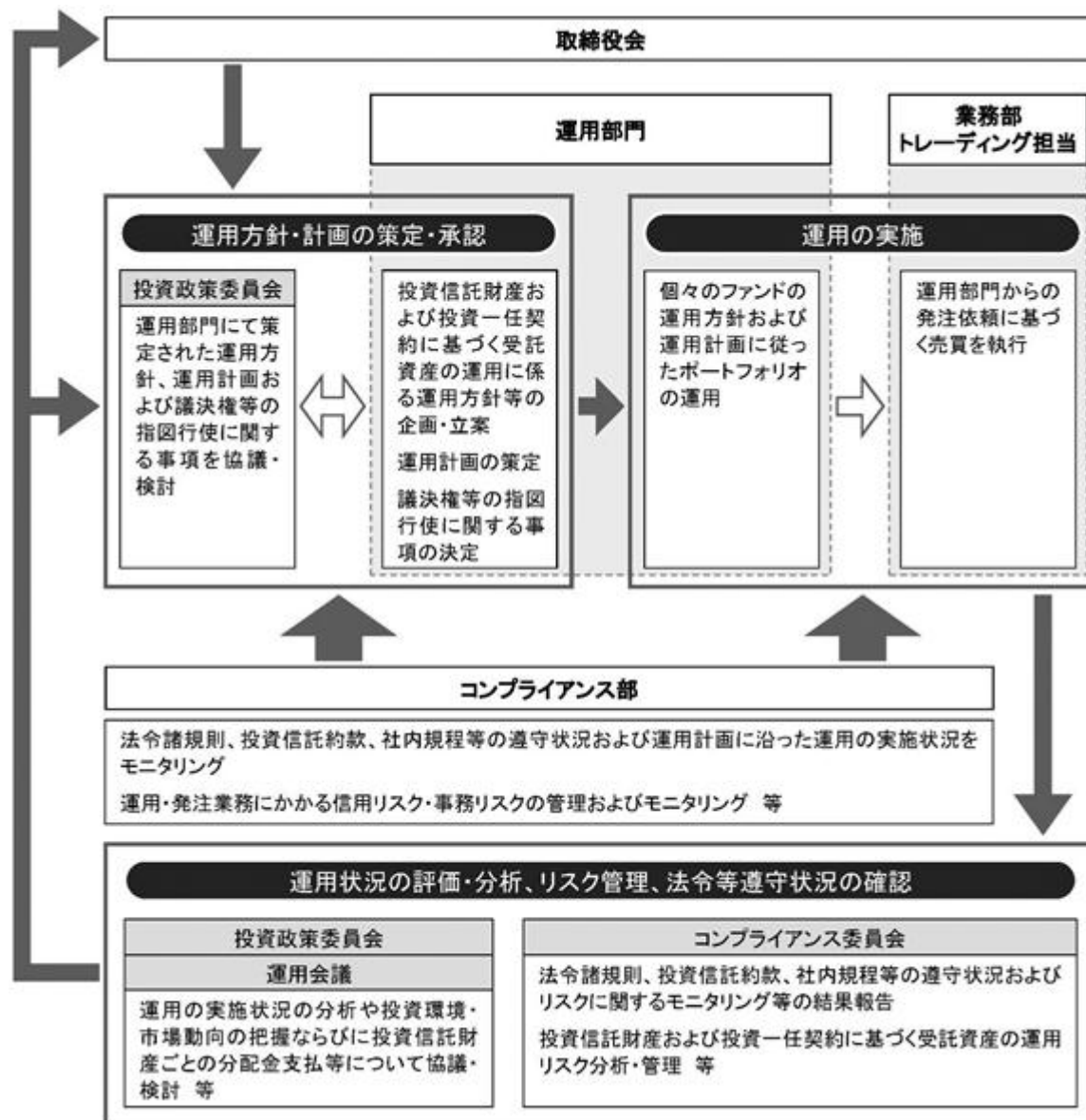
2) 楽天・国内マネー・マザーファンド

形 態	国内籍親投資信託
運 用 方 針	・ 主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高などの取引状況、その他取引所の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合があります。
主 な 投 資 制 限	・ 株式への投資は行いません。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 期 間	無期限
決 算 日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配 方 針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
申 込 手 数 料	ありません。
信 託 報 酬	ありません。
設 定 日	2010年6月25日
委 託 会 社	楽天投信投資顧問株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

上記の内容は、今後変更になる場合があります。

(3) 【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
- ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
- ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
- ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

運用体制は平成30年11月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎年11月20日。ただし、休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

1) 株式への投資割合

株式への直接投資は行いません。

2) 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

3) 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

4) 公社債の借入れ

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要を認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。

5) 信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

6) 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

7) 受託会社による資金の立替え

- (イ) 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ) 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

（ハ）上記（イ）および（ロ）の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因およびその他の留意点

ファンドが投資信託証券を通じて実質的に投資する有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。なお、以下に記載するリスクは、当ファンドにかかる全てのリスクを網羅しておりませんのでご留意下さい。

モデルおよびデータに係るリスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託における運用は、様々なデータやそのデータを利用して運営される定量モデルに依存しており、データやモデルが不正確であったり、不完全であった場合は、その投資判断により損失が発生・拡大する可能性があるほか、モデル運用に関して不慮の出来事が生じ、想定した運営がなされない場合には、基準価額が下落する要因になります。また、収益獲得の前提としてモデルが想定する事象が現実的または有効でなくなった場合、そしてその場合にモデルの調整や修正が適切になされなかった場合は、期待した収益を上げることができない、あるいは、損失が発生・拡大することが想定されます。

代替手法およびレバレッジに関するリスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、先物取引やデリバティブ取引等を通じて買い持ちポジション、あるいは売り持ちポジションを構築することにより、様々な市場環境の下での収益獲得を目指します。よって、投資対象としている市場が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。また、外国投資信託の純資産総額に対して大きな取引および建玉を発生させる（レバレッジを利用した）運用を行うため、価格が予想した方向と反対に動いた場合に、レバレッジを利用していない場合に比べて大きい損失を被ることがあります。

株価およびボラティリティ変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、実質的に株式に投資を行い、また、株価指数等のボラティリティに連動する商品を利用しますので、株価やボラティリティ変動の影響を受けます。一般に株価は、個々の企業の活動や市場・経済の状況に応じて変動するほか、株価指数等を原資産とするオプション市場におけるボラティリティを参照する商品においては、ボラティリティが原資産の変動やそれに対する市場参加者の思惑によって大きく変動することがあり、それを参照する商品の価格変動も大きくなる場合があります。

債券価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、債券先物取引等を利用し、実質的に債券に投資を行いますので、金利変動や発行体の信用力の変動による影響を受けます。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど大きくなる傾向があります。

為替変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、為替変動リスクの低減を図る目的（ヘッジ目的）のほか、収益を獲得する目的で為替予約取引等を利用しますので、為替変動の影響を受けます。特に、新興国の通貨を対象とする場合は、先進国の通貨と比べて変動幅が大きくなることが想定されます。また、外国投資信託においては、その純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全にヘッジできるものではありません。

取引の相手先リスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、店頭デリバティブ取引等を利用するため、取引の相手先リスク（取引の相手方の信用力の悪化により契約が履行されないリスク）があります。

流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の実質的な投資対象となる有価証券や通貨等の流動性は、その需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券や通貨等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。これらの有価証券や通貨等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなる場合があるほか、デリバティブ取引等の決済の場合には反対売買が困難になる可能性があり、その結果、基準価額の下落につながる可能性があります。

カントリー・リスク

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、実質的に海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額の下落要因となり損失を被るおそれがあります。また、実質的な投資対象先が新興国市場の場合には、先進国に比べてこれらのリスクが高いことが想定されます。

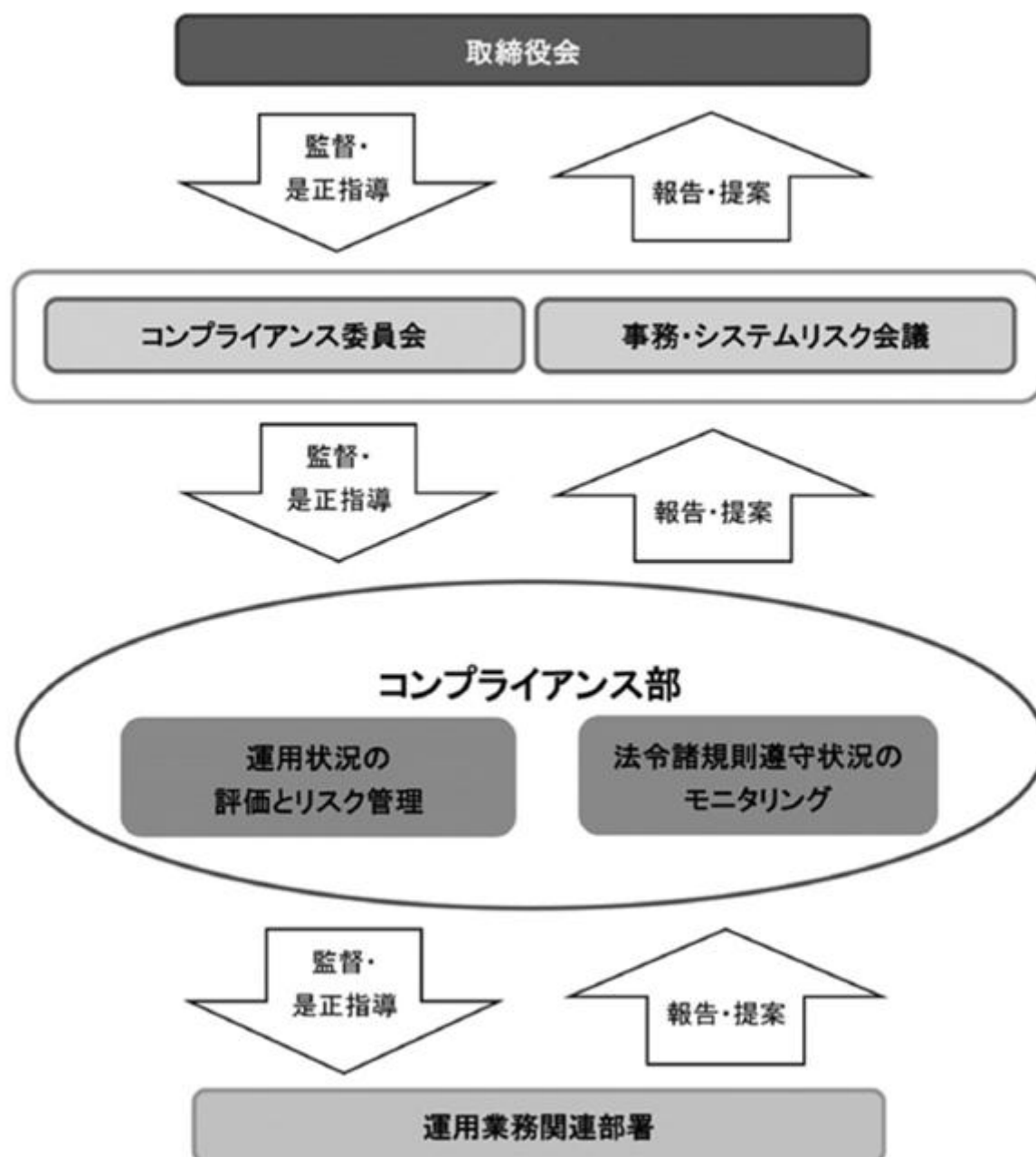
ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- (a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (b) 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- (c) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(2) リスク管理体制

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



*** 全社的リスク管理**

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

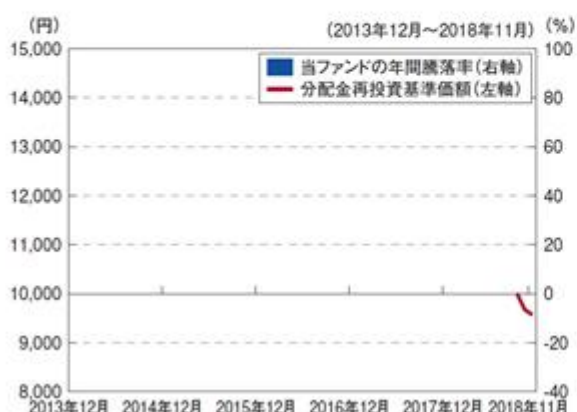
* 運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

* 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

■ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

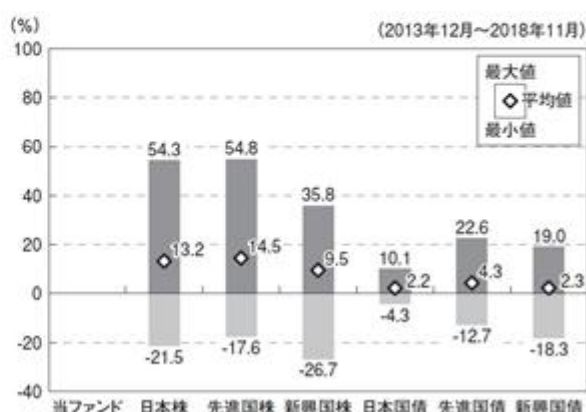


※ 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。（当ファンドの設定日以降で、算出可能な期間についてのみ表示しています。）

※ 当ファンドの年間騰落率は、運用期間が1年に満たないため、表示していません。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ 当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

なお、当ファンドの運用期間が1年に満たないため、当ファンドの騰落率は表示していません。

※ すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株……S&P日本総合指数（トータル・リターン、円ベース）
- 先進国株……S&P先進国総合指数（除く日本、トータル・リターン、円換算ベース）
- 新興国株……S&P新興国総合指数（トータル・リターン、円換算ベース）
- 日本国債……FTSE日本国債インデックス（円ベース）
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
- 新興国債……FTSE新興国市場国債インデックス（円換算ベース）

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※ 上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.2808%（税抜0.26%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

委託会社	年0.243%（税抜0.225%）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.0108%（税抜0.01%）	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.027%（税抜0.025%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に投資信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産から支弁します。

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資する投資信託証券で、純資産総額に対して以下の信託報酬等が別途かかります。従って、当ファンドにおける実質的な信託報酬率は年1.4808%（税込）程度です。

投資信託証券における信託報酬／管理報酬等

ファンド名	信託報酬／管理報酬等（年）
マン・ファンズ・ピーエルシー - マン・オルタナティブ・スタイル・リスク・プレミア（クラスⅠH 日本円シェアーズ）	1.2%程度
楽天・国内マネー・マザーファンド	なし

上記のほか、監査報酬等の諸費用が別途かかる場合があります。

投資信託証券の信託報酬等については、「2 投資方針（2）投資対象 投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

* 税額は、平成30年11月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該諸費用の一部もしくはすべてを負担する場合があります。

投資信託財産にかかる監査報酬は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況等に応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注1）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成30年11月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	401,676,060	106.77
内 アイルランド	401,676,060	106.77
親投資信託受益証券	8,998	0.00
内 日本	8,998	0.00
短期金融資産、その他（負債控除後）	25,491,839	6.78
純資産総額	376,193,219	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成30年11月30日現在)

	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイル ランド	投資信託 証券	マン・ファンズ・ ・ピーエルシー - マン・オルタナティ ブ・スタイル・リス ク・プレミア(クラ スIH日本円シェア ーズ)	44,893.24	8,955.17	402,027,018	8,947.36	401,676,060	106.77
2	日本	親投資信託 受益証券	楽天・国内マネー・ マザーファンド	8,986.00	1.0014	8,998	1.0014	8,998	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託証券	106.77
親投資信託受益証券	0.00
合計	106.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成30年11月30日現在および同日前 1 年以内における各月末営業日及び各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1 口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成30年9月25日)	1,100,000	-	1.0000	-
平成30年9月末日	1,101,060	-	1.0010	-
10月末日	137,440,459	-	0.9675	-
第1計算期間末 (平成30年11月20日)	326,626,449	326,626,449	0.9578	0.9578
11月末日	376,193,219	-	0.9564	-

【分配の推移】

	1 口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	4.2

(注) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（参考情報）運用実績

2018年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

(円) 当初設定日(2018年9月25日)～2018年11月30日



基準価額	9,564円
純資産総額	376百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	第1期 2018年11月	設定来累計
分配金	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

銘柄名	種類	国／地域	通貨	投資比率
マン・ファンズ・V・ビーエルシー - マン・オルタナティブ・スタイル・リスク・プレミア(クラスIH日本円シェアーズ)	投資信託証券	アイルランド	円	106.8%
楽天・国内マネー・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	円	0.0%
短期金融資産、その他				△6.8%
合計				100.0%

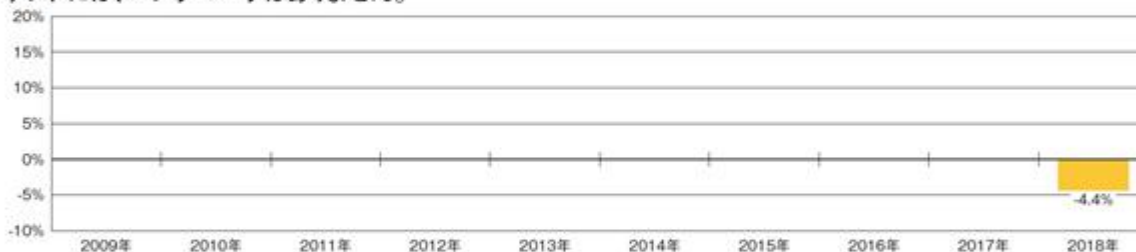
※投資比率は、純資産総額に対する各資産の比率です。

※投資比率は、小数点第2位を四捨五入しています。

※国／地域は、各投資信託証券の発行地です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2018年は設定日(2018年9月25日)から11月末までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページにてご確認ください。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	341,012,795	-	341,012,795

(注) 当初申込期間中の設定数量は1,100,000口です。

（参考）楽天・国内マネー・マザーファンド**（１）投資状況**

（平成30年11月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
現先取引	499,999,865	30.45
内 日本	499,999,865	30.45
短期金融資産、その他（負債控除後）	1,141,808,151	69.55
純資産総額	1,641,808,016	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成30年11月30日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	首都圏リース04BB 日本	CP現先 -	500,000,000	- 499,999,865	- 499,999,865	- -	30.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（％）
CP現先	30.45
合計	30.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- （1）当初申込日の取得申込みの受付は、販売会社の営業時間内とします。

継続申込期間の取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ただし、継続申込期間において、下記のいずれかに該当する日には、取得の申込みを受付けないものとします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

- ・ ロンドン、ダブリンの銀行休業日
- ・ ロンドン、ダブリンの銀行休業日の前営業日
- ・ 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

- （2）委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の取引の停止ならびに別に定める投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

- （3）ファンドの販売価格は取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込日は1口当たり1円）とします。

- （4）申込手数料は、ありません。

- （5）申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

- （6）申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払いください。

- （7）お申込みコースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」。名称の異なる同様の内容のコースを含みます。）の2つのコースがあります。「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、継続申込期間において、下記のいずれかに該当する日には、換金の申込みを受付けないものとします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

- ・ ロンドン、ダブリンの銀行休業日
- ・ ロンドン、ダブリンの銀行休業日の前営業日
- ・ 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

- (2) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の取引の停止ならびに別に定める投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- (3) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（当該日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、当該計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

- (4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、ファンドの投資信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

- (5) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

- (6) 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

換金時の税金につきましては、「第二部ファンド情報 第 1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して 6 営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ・基準価額は、毎営業日に算出されます。委託会社または販売会社にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
- ・委託会社へのお問い合わせにつきましては、下記にご照会下さい。

委託会社のお問い合わせ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口 : 電話番号 03 - 6432 - 7746 受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス : http://www.rakuten-toushin.co.jp/
--

< 主要な投資対象資産の評価方法 >

外国投資信託

原則として計算日に入手し得る直近の基準価額で評価します。

マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

公社債等について、原則として次に掲げるいずれかの価額で評価します。

- （イ）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- （ロ）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）
- （ハ）価格情報会社の提供する価額

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし、下記「（５）その他 信託の終了（投資信託契約の解約）」の場合には、投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

（５）【その他】

信託の終了（投資信託契約の解約）

- （イ）委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ハ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、下記「 書面決議の手続き」の規定に従います。
- (ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または、業務を停止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 上記の規定に関わらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ヘ) 受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「 投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「 書面決議の手続き」の規定に従います。
- (ハ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定に従います。

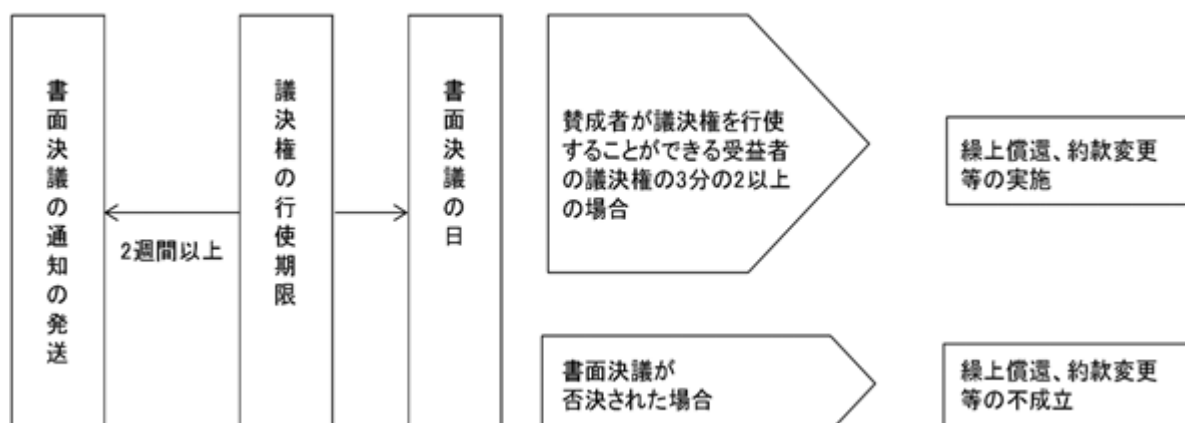
この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

書面決議の手続き

- (イ) 委託会社は、上記「 信託の終了（投資信託契約の解約）」(イ)について、または、「 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

- (ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使用しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記(イ)の書面決議は、議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)および(ニ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定に関わらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 書面決議の主な流れ >



反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

- (イ) 委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。
- (ロ) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(全体版)を作成し、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

（ハ）前項の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告により行い次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

関係法人との契約更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）に受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

（２）一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として、6営業日目から受益者に支払います。ただし、当ファンドにおいて、投資を行った有価証券等の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払を繰り延べる場合があります。

権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（３）償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期（平成30年9月25日から平成30年11月20日まで）の財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【楽天・スタイル・リスク・プレミア戦略ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 平成30年11月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,670,935
投資信託受益証券	331,027,018
親投資信託受益証券	8,998
流動資産合計	341,706,951
資産合計	341,706,951
負債の部	
流動負債	
未払金	15,000,000
未払受託者報酬	4,376
未払委託者報酬	41,092
その他未払費用	35,034
流動負債合計	15,080,502
負債合計	15,080,502
純資産の部	
元本等	
元本	341,012,795
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,386,346
（分配準備積立金）	-
元本等合計	326,626,449
純資産合計	326,626,449
負債純資産合計	341,706,951

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 平成30年 9月25日 至 平成30年11月20日
営業収益	
有価証券売買等損益	3,462,984
営業収益合計	3,462,984
営業費用	
支払利息	580
受託者報酬	4,376
委託者報酬	41,092
その他費用	35,034
営業費用合計	81,082
営業利益又は営業損失（ ）	3,544,066
経常利益又は経常損失（ ）	3,544,066
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,544,066
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,842,280
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,842,280
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,386,346

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	当期 平成30年11月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	341,012,795口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,386,346円であります。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9578円 (9,578円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	当期 自 平成30年 9月25日 至 平成30年11月20日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は0円（1万口当たり0.00円）であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品はボラティリティ変動リスク、価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	当期 平成30年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	当期 平成30年11月20日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2
投資信託受益証券	3,462,982
合計	3,462,984

（デリバティブ取引に関する注記）

当期 平成30年11月20日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期 自 平成30年 9月25日 至 平成30年11月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	当期 自 平成30年 9月25日 至 平成30年11月20日
元本の推移	
期首元本額	1,100,000円
期中追加設定元本額	339,912,795円
期中一部解約元本額	-円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)
投資信託 受益証券	マン・ファンズ・ピーエルシー - マン・ オルタナティブ・スタイル・リスク・プレミ ア（クラス I H 日本円シェアーズ）	36,943.413	331,027,018
投資信託受益証券 合計		36,943.413	331,027,018
親投資信託 受益証券	楽天・国内マネー・マザーファンド	8,986	8,998
親投資信託受益証券 合計		8,986	8,998
合計			331,036,016

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

「楽天・スタイル・リスク・プレミア戦略ファンド」は、「マン・ファンズ・ピーエルシー - マン・オルタナティブ・スタイル・リスク・プレミア（クラスⅠH日本円シェアーズ）」投資信託受益証券、「楽天・国内マネー・マザーファンド」親投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの投資信託受益証券および親投資信託受益証券です。

「マン・ファンズ・ピーエルシー - マン・オルタナティブ・スタイル・リスク・プレミア（クラスⅠH日本円シェアーズ）」および「楽天・国内マネー・マザーファンド」の状況は次の通りです。また、「マン・ファンズ・ピーエルシー - マン・オルタナティブ・スタイル・リスク・プレミア（クラスⅠH日本円シェアーズ）」については当ファンド（楽天・スタイル・リスク・プレミア戦略ファンド）の当作成期末において、監査未了のため、記載すべき情報はございません。なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

楽天・国内マネー・マザーファンド

（１）貸借対照表

区 分	平成30年11月20日現在 金 額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,179,873,778
現先取引勘定	499,999,838
流動資産合計	1,679,873,616
資産合計	1,679,873,616
負債の部	
流動負債	
未払解約金	122,360,000
その他未払費用	11,501
流動負債合計	122,371,501
負債合計	122,371,501
純資産の部	
元本等	
元本	1,555,262,684
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,239,431
元本等合計	1,557,502,115
純資産合計	1,557,502,115
負債純資産合計	1,679,873,616

（注）親投資信託の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。
-----------------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成30年11月20日現在
1. 本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の受益権 の総数	1,555,262,684口
2. 本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の1口当 たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0014円 (10,014円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及 び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリ スク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等 に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	平成30年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

平成30年11月20日現在
当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

平成30年11月20日現在
該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	自 平成30年 9月25日 至 平成30年11月20日
1. 元本の推移 本報告書における開示対象ファ ンドの期首における当該親投資 信託の元本額	3,420,754,436円
同期中における追加設定元本額	4,541,680,342円
同期中における一部解約元本額	6,407,172,094円
2. 同計算期末における元本の内訳 ファンド名 楽天ブルベア・マネープール	1,550,757,623円
楽天USリート・トリプルエンジ ン・プラス（リアル）毎月分配型	2,492,274円
新ホリコ・フォーカス・ファンド	996,910円
楽天グローバル・プレミア・ファ ンド（ロボット自動運用型）	997,905円
楽天グローバル中小型バリュー 株ファンド	8,986円
楽天・スタイル・リスク・プレミ ア戦略ファンド	8,986円
計	1,555,262,684円

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「楽天・スタイル・リスク・プレミア戦略ファンド」

（平成30年11月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	411,240,544円
負債総額	35,047,325円
純資産総額（ - ）	376,193,219円
発行済数量	393,347,998口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9564円

（参考情報）「楽天・国内マネー・マザーファンド」

（平成30年11月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	1,719,719,517円
負債総額	77,911,501円
純資産総額（ - ）	1,641,808,016円
発行済数量	1,639,484,775口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0014円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者名簿

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成30年11月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間にける資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機構

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

（本書提出日現在）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

平成30年11月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	44本	185,705百万円
合 計	44本	185,705百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

- 2．財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年3月31日現在）		当事業年度 （平成30年3月31日現在）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		617,562		670,928
金銭の信託		1,300,000		1,300,000
前払費用		887		2,915
未収入金		1,648		-
未収委託者報酬		168,194		173,836
立替金		5,331		-
繰延税金資産		10,130		9,060
その他		5,001		5,000
流動資産計		2,108,756		2,161,741
固定資産				
有形固定資産	1	43,782	1	36,926
建物（純額）		26,421		23,218
器具備品（純額）		17,361		13,707
投資その他の資産		4,324		15,049
投資有価証券		3,351		14,291
長期前払費用		972		644
繰延税金資産		-		112
固定資産計		48,106		51,975
資産合計		2,156,863		2,213,716

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年3月31日現在）	当事業年度 （平成30年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	7,953	3,131
未払費用	83,642	94,055
未払消費税等	1,601	9,375
未払法人税等	31,595	32,716
賞与引当金	17,642	14,916
役員賞与引当金	388	8,000
その他	7,008	-
流動負債計	149,832	162,194
固定負債		
繰延税金負債	611	-
資産除去債務	5,699	5,699
固定負債計	6,311	5,699
負債合計	156,143	167,894
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,220,760	1,266,597
利益剰余金合計	1,220,760	1,266,597
株主資本合計	2,000,476	2,046,314
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	244	491
評価・換算差額合計	244	491
純資産合計	2,000,720	2,045,822
負債・純資産合計	2,156,863	2,213,716

（２）【損益計算書】

(単位：千円)				
	前事業年度 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)		当事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,296,283		1,216,403
営業収益計		1,296,283		1,216,403
営業費用				
支払手数料		544,973		491,228
広告宣伝費		2,605		7,342
通信費		65,880		65,818
協会費		2,122		1,766
諸会費		84		18
営業費用計		615,666		566,173
一般管理費	1・2	334,182	1・2	364,433
営業利益		346,434		285,796
営業外収益				
受取利息		5		6
有価証券利息		551		683
投資有価証券売却益		57		837
為替差益		-		8
雑収入		87		-
営業外収益計		701		1,535
営業外費用				
為替差損		225		-
営業外費用計		225		-
経常利益		346,911		287,332
特別損失				
固定資産売却損		185		-
その他特別損失		7,008		10,492
特別損失計		7,193		10,492
税引前当期純利益		339,717		276,840
法人税、住民税及び事業税		102,622		80,331
法人税等調整額		5,058		670
法人税等合計		107,681		81,002
当期純利益		232,036		195,837

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,138,723	1,138,723	1,918,439	-	-	1,918,439
当期変動額						
剰余金の配当	150,000	150,000	150,000			150,000
当期純利益	232,036	232,036	232,036			232,036
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				244	244	244
当期変動額合計	82,036	82,036	82,036	244	244	82,280
当期末残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720
当期変動額						
剰余金の配当	150,000	150,000	150,000			150,000
当期純利益	195,837	195,837	195,837			195,837
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				735	735	735
当期変動額合計	45,837	45,837	45,837	735	735	45,102
当期末残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	491	491	2,045,822

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

其他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10年

器具備品 4～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
有形固定資産	12,247千円	18,684千円

（損益計算書関係）

1．役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

２．一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)
人件費	170,093千円	208,027千円
減価償却費	8,127千円	8,196千円
賞与引当金繰入額	26,568千円	14,916千円
役員賞与引当金繰入額	1,367千円	8,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．剰余金の配当に関する事項

(１) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成28年3月31日	平成28年6月29日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．剰余金の配当に関する事項

(１) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、リスクは極めて限定的であると認識しています。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	617,562	617,562	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	168,194	168,194	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	3,351	3,351	-
資産計	2,089,108	2,089,108	-
負債			
(1) 未払費用	83,642	83,642	-
(2) 未払法人税等	31,595	31,595	-
負債計	115,238	115,238	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	670,928	670,928	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	173,836	173,836	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	14,291	14,291	-
資産計	2,159,056	2,159,056	-
負債			
(1) 未払費用	94,055	94,055	-
(2) 未払法人税等	32,716	32,716	-
負債計	126,771	126,771	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	617,562	-
金銭の信託	1,300,000	-
未収委託者報酬	168,194	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,085,756	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	670,928	-
金銭の信託	1,300,000	-
未収委託者報酬	173,836	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,144,764	-

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	3,351	3,000	351
小 計	3,351	3,000	351
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	3,351	3,000	351

当事業年度（平成30年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-
小 計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	14,291	15,000	708
小 計	14,291	15,000	708
合 計	14,291	15,000	708

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	3,057	87	30
合計	3,057	87	30

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	13,837	837	-
合計	13,837	837	-

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	983千円	1,765千円
未払事業所税	194千円	214千円
未払事業税	1,345千円	2,512千円
賞与引当金	5,444千円	4,567千円
減価償却超過額	542千円	852千円
繰延資産	395千円	308千円
資産除去債務	1,745千円	1,745千円
その他有価証券評価差額金	-	216千円
その他	11,184千円	6,576千円
繰延税金資産小計	21,835千円	18,760千円
評価性引当金	10,766千円	8,322千円
繰延税金資産合計	11,068千円	10,438千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	107千円	-
建物付属設備	1,442千円	1,265千円
繰延税金負債合計	1,549千円	1,265千円
繰延税金資産純額	9,518千円	9,172千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
（調整）		
所得拡大税制の特別控除	-	2.39%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.48%	0.59%
住民税均等割等	0.09%	0.10%
評価性引当額の増減	0.88%	0.88%
その他	0.62%	1.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.70%	29.26%

（資産除去債務関係）

１．当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)
期首残高	5,699千円	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	-	-
見積りの変更による増加額	-	-
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	5,699千円	5,699千円

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

１ 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,296,283	-	-	1,296,283

２ 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３ 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

１ 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,216,403	-	-	1,216,403

２ 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３ 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成29年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 出向者の人件費等	245,111 13,840	未払費用	24,799

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成30年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 出向者の人件費等	225,276 16,083	未払費用	22,288

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）	当事業年度 （自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日）
１株当たり純資産額	153,901円56銭	157,370円98銭
１株当たり当期純利益金額	17,848円94銭	15,064円45銭

- （注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 ２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）	当事業年度 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	232,036	195,837
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	232,036	195,837
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成30年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	724,327
金銭の信託	1,300,000
前払費用	4,769
未収委託者報酬	205,045
立替金	3,464
その他	5,000
流動資産計	2,242,607
固定資産	
有形固定資産	1
建物（純額）	21,617
器具備品（純額）	14,346
投資その他の資産	52,407
投資有価証券	42,101
長期前払費用	484
繰延税金資産	9,821
固定資産計	88,371
資産合計	2,330,979

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成30年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
預り金	2,115
未払費用	106,172
未払消費税等	11,796
未払法人税等	45,641
賞与引当金	21,932
役員賞与引当金	4,360
流動負債計	192,018
固定負債	
資産除去債務	5,699
固定負債計	5,699
負債合計	197,717
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,353,252
利益剰余金合計	1,353,252
株主資本合計	2,132,968
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	293

評価・換算差額合計	293
純資産合計	2,133,261
負債・純資産合計	2,330,979

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成30年4月 1 日 至 平成30年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	612,723
営業収益計	612,723
営業費用	
支払手数料	226,719
広告宣伝費	2,568
通信費	36,983
協会費	857
諸会費	36
営業費用計	267,165
一般管理費	1
営業利益	126,560
営業外収益	
受取利息	3
有価証券利息	167
雑収入	215
営業外収益計	387
営業外費用	
有価証券売却損	671
為替差損	127
営業外費用計	798
経常利益	126,149
特別損失	
その他特別損失	6
特別損失計	6
税引前中間純利益	126,142
法人税、住民税及び事業税	40,482
法人税等調整額	994
中間純利益	86,654

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余 金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	491	491	2,045,822
当中間期変動額						
剰余金の配当						
中間純利益	86,654	86,654	86,654			86,654
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				784	784	784
当中間期変動額合計	86,654	86,654	86,654	784	784	87,438
当中間期末残高	1,353,252	1,353,252	2,132,968	293	293	2,133,261

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
----	-----

器具備品	5年～20年
------	--------

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

4．その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（追加情報）

当社は、平成30年6月27日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって第13期事業年度は平成30年4月1日から平成30年12月31日までとなっております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間（平成30年9月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	21,945千円

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

当中間会計期間 （自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日）	
有形固定資産	3,812千円
合 計	3,812千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）現金・預金	724,327	724,327	-
（2）金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
（3）未収委託者報酬	205,045	205,045	-
（4）投資有価証券			
其他有価証券	42,101	42,101	-
資産計	2,271,475	2,271,475	-
負債			
（1）未払費用	106,172	106,172	-
（2）未払法人税等	45,641	45,641	-
負債計	151,813	151,813	-

（注）金融商品の時価算定の方法

資産

（1）現金・預金 （2）金銭の信託 （3）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

（1）未払費用 （2）未払法人税等

未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

其他有価証券

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

区分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	36,059	35,600	459
小 計	36,059	35,600	459
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	6,042	6,078	36
小 計	6,042	6,078	36
合 計	42,101	41,678	422

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

		当中間会計期間 (自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日)
期首残高		5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		-
時の経過による調整額		-
見積りの変更による増加額		-
中間期末残高		5,699千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	合 計
外部顧客への営業収益	612,723	612,723

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 （ 自 平成30年4月 1 日 至 平成30年9月30日 ）
1株当たり純資産額	164,097円3銭
1株当たり中間純利益金額	6,665円70銭

- （注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- ２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （ 自 平成30年4月 1 日 至 平成30年9月30日 ）
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額（千円）	86,654
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	86,654
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成30年11月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営む とともに、金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律（兼 営法）に基づき信託業務を営 んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日 : 平成12年6月20日
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成30年11月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営 むとともに、金融機関の信 託業務の兼営等に関する法 律（兼営法）に基づき信託 業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営ん でいます。

三井住友信託銀行株式会社は、当初申込日においては委託会社による買付にかかる取得申込みのみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行います。なお、信託業務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売および一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、委託会社および当ファンドのロゴマークや図案を表示し、イラストや写真等を採用することがあります。また、目論見書の表紙に、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。

(2) 目論見書の表紙～本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間帯等
- ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日および届出が効力を生じている旨、効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託財産が受託会社において、信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべき旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

ファンドの形態等を記載することがあります。

(3) 交付目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月21日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天・スタイル・リスク・プレミアム戦略ファンドの平成30年9月25日から平成30年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天・スタイル・リスク・プレミアム戦略ファンドの平成30年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月14日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成30年12月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （ ） 1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。